

# 衛星合成開口レーダー地盤変動測量 作業規程

国土交通省国土地理院

衛星合成開口レーダー地盤変動測量作業規程

制 定

令和4年4月8日

国地達第6号

国土地理院長

## 国地達第6号

衛星合成開口レーダー地盤変動測量作業規程を次のように定める。

令和4年4月8日

国土地理院長 飛田 幹男

### 衛星合成開口レーダー地盤変動測量作業規程

#### (目的)

第1条 この規程は、測量法(昭和24年法律第188号)第4条に規定する基本測量のうち、衛星合成開口レーダー地盤変動測量の作業方法及び精度管理の基準を定め、測量成果の精度を確保することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 衛星合成開口レーダー地盤変動測量とは、人工衛星に搭載された合成開口レーダー(以下「SAR」という。)により繰り返し観測されたデータを用いて、地表の変位量を求める測量をいう。
- 二 SAR干渉解析とは、概ね同じ位置から異なる2時期に観測されたSARデータの差分を用いて、地表の変位量を求めるための解析をいう。
- 三 SAR干渉画像とは、SAR干渉解析結果によって得られた画像をいう。
- 四 干渉SAR時系列解析とは、多数のSAR干渉画像を統計的に処理することにより、地表の変位の時間変化を求める解析をいう。
- 五 2.5次元解析とは、対象の領域に対し異なる位置から衛星が観測したデータを用いて、準東西方向及び準上下方向の地表の変位量を求める解析をいう。この場合において、準東西方向、準上下方向とは、解析により得られた地表の変位の方向が東西方向、上下方向からわずかにずれていることを示す。

#### (運用基準)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、測地部長が別に定める衛星合成開口レーダー地盤変動測量作業規程運用基準(以下「運用基準」という。)を適用する。

#### (各種法令の遵守)

第4条 衛星合成開口レーダー地盤変動測量に従事する者(以下「作業従事者」という。)は、作業の実施にあたり、各種法令を遵守するとともに、これらに関する社会的慣習を尊重しなければならない。

2 この規程において使用する用語のうち、法令の定めのあるものは法令の定めによる。

(作業の計画)

第5条 作業従事者は、作業を円滑かつ効率的に進めるため、作業着手に当たり綿密な計画を立てなければならない。

(工程管理)

第6条 作業従事者は、作業計画に基づき、測量作業の進捗管理を行わなければならない。

(精度管理)

第7条 作業従事者は、測量の正確さを確保するため、適切な精度管理を行わなければならない。

(作業の準備)

第8条 作業従事者は、作業を円滑に実施して必要な精度を確保するため、作業着手に当たり、関係法令に基づく諸手続等の必要な準備を行う。

(SAR干渉解析)

第9条 運用基準に定める条件に適合するデータを用いて、SAR干渉解析を実施する。

2 SAR干渉解析に用いる観測データは、Lバンドの電波を用いて観測されたデータを標準とする。

3 SAR干渉解析は、運用基準に定める方法で実施する。

(干渉SAR時系列解析)

第10条 前条に定めるSAR干渉解析で得られたSAR干渉画像を用いて、干渉SAR時系列解析を実施する。

2 干渉SAR時系列解析は、運用基準に定める方法で実施する。

(2.5次元解析)

第11条 前条に定める干渉SAR時系列解析の結果を用いて、2.5次元解析を実施する。

2 2.5次元解析は、運用基準に定める方法で実施する。

(測量成果等の整理)

第12条 第10条に定める干渉SAR時系列解析結果及び前条に定める2.5次元解析結果のうち、運用基準に定める条件及び方法により算出した結果を衛星合成開口レーダー地盤変動測量の測量成果とする。

2 測量成果及び測量記録は、運用基準に定める方法により整理する。

附 則

この達は、令和4年4月8日から施行する。